

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 生活困窮者生活再建支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3451)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 12,452 千円 (前年度予算額： 11,918 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,918	7,945	0	0	0	0	0	0	3,973
要求額	12,452	8,301	0	0	0	0	0	0	4,151
決定額	12,452	8,301	0	0	0	0	0	0	4,151

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援を実施しているが、生活困窮者の中には家計収支の均衡がとれていないなど、特に家計に課題を抱えている者も多く、家計管理への重点的な支援が必要である。

また、一定の住居を持たない者については、住居が定まるまでの宿泊場所の供与等を必要とする場合がある。

本事業は、既存の自立相談支援事業の支援員及び家計改善支援員の配置並びに宿泊場所の提供を継続することにより、生活困窮者自立支援窓口の機能を高い水準で維持し、より包括的な支援を実施するものである。

(2) 事業内容

【家計改善支援事業】

・自立相談支援事業の各窓口到家計改善支援員を配置し、相談者とともに家計の状況を理解し、家計管理への意欲を引き出すとともに、相談者自身が家計を管理できるようになるため、①～④の業務を行う。

①家計表等の作成支援や出納管理等の支援など家計管理に関する支援の実施

②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援の実施

③債務整理に関する支援の実施(多重債務者相談窓口との連携等)

④貸付のあっせん など

【一時生活支援事業】

※宿泊場所の選定については、支援対象者の求職活動や住居選定の利便性を考慮し特定の施設によらず、自立相談支援機関においてその都度交渉のうえ受入先を選定

(3) 県負担・補助率の考え方

○県負担

本事業は、生活困窮者自立支援事業の窓口において支援する生活困窮者に対して実施するものであるため、県が生活困窮者自立支援事業を実施する町村区域については、県が一体的に事業を実施する必要がある。

○補助区分

【家計改善支援事業】 国庫補助 2 / 3 (法第 15 条④)

【一時生活支援事業】 国庫補助 2 / 3 (法第 15 条②一) (※)

※一時生活支援事業における宿泊費の国基準額 (7,000円/日) を補助する。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	12,452	家計改善支援事業12,074千円、一時生活支援事業378千円
合計	12,452	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第5期岐阜県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

自立相談支援事業の実施主体のうち、家計改善支援事業については712自治体(79%)が、一時生活支援事業については346自治体(38%)が実施中。(令和4年7月現在。厚生労働省実施の生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の事業実績調査集計結果による。)

(3) 後年度の財政負担

自立相談支援事業に附随し、終期を定めず実施する必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

自立相談支援事業と一体的な実施が必要であるため、自立相談支援事業の委託先機関に対して委託するのが妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者に対し、家計支援に特化した支援を実施することにより、自立相談支援事業による支援を補強する。

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、住居が定まるまでの宿泊場所等を提供することで、求職等の自立のための活動の安定化を図り、それをもって自立相談支援事業による支援を補強する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

自立相談支援事業と一体的に実施し、複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であるため、単純に相談件数や支援終了件数の増を目標とするのは妥当ではない。

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	平成31年度より、家計改善支援員を1名増員して計3名配置とし、自立相談支援事業と並行して、生活困窮者の家計改善に特化した支援を行っている。令和2年度の家計改善支援事業は延べ168件の利用があった。
令和3年度	令和3年度の家計改善支援事業は延べ133件の利用があった。また、令和4年度においては、令和4年8月末現在でのべ38件の利用がある。
令和4年度	令和4年度の家計改善支援事業は延べ101件の利用があった。また、令和5年度においては、令和5年8月末現在で延べ51件の利用がある。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)	<p>町村区域における自立相談支援事業は、法により県が行うこととされており、自立相談支援事業に附随して実施すべき本事業を、県が行うことは妥当である。</p> <p>3 生活困窮者は家計管理に問題を抱えているケースが多く、これに特化した支援を行うことで、自立相談支援事業の効果の向上が期待できる。また、自立相談支援事業は、生活困窮者支援のワンストップの窓口の役割を担うものであり、住居を持たない相談者があった場合に可及的速やかに対処できる手段を本事業により確保しておく必要がある。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>3 令和5年4月から令和5年8月末までに、51件の家計改善支援事業の利用あり。家計改善支援事業の利用により、より家計の立て直しに注力して支援の実施が可能となっている。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	<p>2 自立相談支援事業に附随して行う事業であり、必要な人員配置等最低限の費用で事業を実施している。また、一時生活支援事業については、宿泊場所は、常時借り上げておくのではなく、必要となった都度、必要な泊数だけ借り上げる形式とすることで、費用の節減を図る予定。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 自立相談支援事業において、家計に対する助言への抵抗感を示される場合が一定程度あることが示されており、信頼関係を構築したうえで初めて家計改善の実施に至るケースがほとんどであり、また、家計の立て直しはある程度の期間を費やして実施する必要があるため、実施期間が長期化しやすい傾向がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 継続的に実施し、自立相談支援事業の相談者を積極的に本事業につなげ、相乗効果により、より多くの生活困窮者の自立を目指していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	<p>生活困窮者自立支援事業 【地域福祉課】</p>
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	<p>本事業は、生活困窮者自立支援事業の窓口において支援する生活困窮者に対して実施するものであるため、両事業の一体的実施が必要である。</p>